

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 計画の推進

(施策名) 1. 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化

1 主な施策の取組状況及び評価

- 男女共同参画会議の下に、基本問題・計画専門調査会、女性に対する暴力に関する専門調査会、監視・影響調査専門調査会、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）に関する専門調査会を設置し、時流に即したテーマについて、それぞれ調査審議を行っている。その際、各専門調査会の検討テーマに即した学識経験者、企業関係者、団体関係者等を専門委員として任命し、幅広い意見が会議に反映されるよう努めている。
- 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、平成 6 年の閣議決定により、内閣に男女共同参画推進本部を設置した。同推進本部においては、平成 13 年度以降、「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」（平成 18 年）及び「女性の参画加速プログラム」（平成 20 年）等が決定された。
- 関係行政機関相互間の機動的な連携を図るため、男女共同参画推進本部の下に男女共同参画担当官会議を設置し、必要に応じて開催している。
- 各府省における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、府省内に男女共同参画推進本部を設置し、必要に応じて開催している。
- 府省内に課長級会議等を設置し、必要に応じて開催している。（法務省、環境省、防衛省）
- 女子差別撤廃条約実施状況第 6 回政府報告を作成し、女子差別撤廃委員会へ提出した（平成 20 年 4 月）。本報告については、本年 7 月 23 日、女子差別撤廃委員会において審査が行われた。8 月 18 日、同委員会の最終見解が公表された。
- 国際協力機構（JICA）が実施する、開発途上国の男女共同参画に関する国内本部機構職員を対象とした研修への協力等により、開発途上国の国内本部機構の整備を支援した。
- 国連婦人の地位委員会、APEC 男女共同参画担当者ネットワーク会合、APEC 女性リーダーズネットワーク会合、欧州評議会男女平等運営委員会等の国際会議に積極的に参加し、国際的な動向に関する情報収集を行うと共に、日本の取組みに関する情報発信を行った。
- 東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催をアジア諸国に呼びかけ、第 1 回会合を主催する（平成 18 年 6 月）と共に、インドにおける第 2 回会合（平成 19 年 12 月）及び韓国における第 3 回会合（平成 21 年 6 月）に出席した。
- 男女共同参画先進国であるスウェーデン及びニュージーランドとジョイントシンポジウム・セミナーを開催し、国際交流及び日本における男女共同参画社会の形成の促進を図った。
- ホームページへの掲載、広報誌での紹介、男女共同参画推進連携会議企画委員会主催の「聞く会」の開催等を通じ、上記取組で収集した情報の国内への提供・周知に努めている。
- 男女共同参画についての英文冊子の定期発行・配信を通じ、我が国の取組を海外に紹介している。

様式 2

○女子差別撤廃委員会からの勧告、国連婦人の地位委員会の合意結論、東アジア男女共同参画担当大臣会合コミュニケ等について、和文仮訳を英語の原文と併せてホームページに掲載する他、報告会の開催や広報誌での紹介等、あらゆる機会をとらえて一般への広報・周知に努めている。

○毎年度、内閣府において政府全体の男女共同参画推進関係予算をとりまとめている。また、平成 17 年度からは同予算の使用実績調査を実施している

2 今後の方向性、検討課題等

○国際基準を日本の国内にどのように取り込み、定着させていくべきか。

○具体的な課題に対応するため、国際的ネットワークづくりなどの連携・協力をどのように進めるか。

○男女共同参画について国際社会で我が国の発信をどのように進めるか。

○男女共同参画センターや国立女性教育会館等の国際的連携・協力をどのように進めていくべきか。

3 参考データ、関連政策評価等

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 計画の推進

(施策名) 国の地方公共団体、NPO、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化

1 主な施策の取組状況及び評価

○男女共同参画社会づくりに関し広く各界各層との情報・意見交換その他の必要な連携を図るための「男女共同参画推進連携会議」において、政府の施策や国際的な動きについての情報交換を行うほか、一方的な情報の伝達だけに終わることなく、議員が自主的に意見交換や活動できる場としていくことや、政府と関連団体間の情報交換をより一層密にする等、ネットワークの充実・強化を図るため、平成20年に同会議企画委員が自主的に4つの小委員会（「202030 小委員会」「啓発活動小委員会」「国と地方の連携推進小委員会」「広報小委員会」）を設置し活動中である。

また、その活動の1つとして、地域版男女共同参画推進連携会議とのネットワークをもとに、連携会議構成団体や地域版連携会議との共催でセミナー等を開催するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組を積極的に推進している。

○男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰を実施している。同表彰は、多年にわたり男女共同参画社会に向けた気運の醸成等に功績のあった者や、各分野において実践的な活動を積み重ね、男女共同参画の推進に貢献してきた者などを顕彰することによって、豊かで活力ある男女共同参画社会の形成に資することを目的として実施するものである。

同表彰は、平成9年度から内閣官房長官表彰として実施してきたが、男女共同参画社会づくりに向けた取組の一層の促進を図るため、平成20年度から内閣総理大臣表彰として実施している。

○平成16年から女性のチャレンジ賞表彰を実施している。これは、起業、NPO法人での活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている女性個人、女性団体・グループ及びそのようなチャレンジを支援する団体・グループを顕彰し、チャレンジの身近なモデルを示すこと等によって男女共同参画社会の実現のための機運を高めることを目的として実施するものである。

○男女共同参画宣言都市奨励事業、全国男女共同参画宣言都市サミット、男女共同参画社会づくりに向けての全国会議を開催している。

○国連婦人の地位委員会への出席や、女子差別撤廃条約実施状況第6回政府報告作成等に際し、男女共同参画推進連携会議の「聞く会」等の開催を通じ、国内NGO等との意見交換を実施している。

2 今後の方向性、検討課題等

○地方公共団体における推進体制の充実や関連施策の着実な推進をいかに進めていくべきか。

○国と地方公共団体（特に市町村）との連携を進めるためにはどのような仕組みが有効か。

○男女共同参画センター等はどのような役割を担っていくべきか。

○男女共同参画推進連携会議、地域版連携会議、及び双方間でのネットワーク等を活用しながら、さらに男女共同参画を全国的に推進していくためには、今後は、どのように広範囲かつ効果的に広報・啓発活動を展開していくべきか。

3 参考データ、関連政策評価等

○男女共同参画推進連携会議開催状況

男女共同参画推進連携会議（全体会議）

- ・平成 17 年度（17 年 12 月以降）：1 回
- ・平成 18 年度：2 回
- ・平成 19 年度：1 回
- ・平成 20 年度：2 回

男女共同参画推進連携会議（企画委員会）

- ・平成 17 年度：1 回
- ・平成 18 年度：2 回
- ・平成 19 年度：1 回
- ・平成 20 年度：1 回

連携会議構成団体との共催セミナー：8 カ所（平成 19 年度）、3 カ所（平成 20 年度）

地域版連携会議との共催セミナー：6 カ所（6 府県との共催）（平成 20 年度）

○男女共同参画社会づくり功労者表彰 表彰件数

平成 9 年度：12 名 平成 10 年度：10 名 平成 11 年度：10 名 平成 12 年度：10 名
 平成 13 年度：9 名 平成 14 年度：10 名 平成 15 年度：9 名 平成 16 年度：9 名
 平成 17 年度：9 名 平成 18 年度：10 名 平成 19 年度：10 名 平成 20 年度：12 名
 平成 21 年度：12 名

○女性のチャレンジ賞 表彰件数

平成 16 年度：チャレンジ大賞 1 件、チャレンジ賞 6 件、チャレンジ支援大賞 1 件、
 チャレンジ支援賞 1 件

平成 17 年度：女性のチャレンジ賞 4 件、支援賞 2 件、特別部門賞 2 件

平成 18 年度：女性のチャレンジ賞 4 件、支援賞 1 件、特別部門賞 3 件

平成 19 年度：女性のチャレンジ賞 4 件、支援賞 1 件、特別部門賞 3 件

平成 20 年度：女性のチャレンジ賞 4 件、支援賞 1 件、特別部門賞 3 件

平成 21 年度：女性のチャレンジ賞 6 件、支援賞 1 件、特別部門賞 5 件

○男女共同参画社会づくりに向けての全国会議

男女共同参画社会づくりに向けての全国会議は、国、地方公共団体、国民それぞれが、男女共同参画社会の形成に向けた役割を果たすことを定めた「男女共同参画社会基本法」は、平成 11 年 6 月に制定され、今年で 10 年の節目を迎える。あらためて、男女共同参画社会の実現のために何が必要か、我が国社会が今後どう進んでいくべきかを考える機会を設け、男女共同参画社会づくりに向けて人々の一層の理解と協力が得られるよう、「男女共同参画週間」の中央行事として開催するもの。

平成 20 年度開催実績：平成 20 年 6 月 26 日（日比谷公会堂（東京））

○男女共同参画宣言都市奨励事業

本事業は、住民に密接な行政を行っている地方公共団体（政令指定都市を除く市・町・村及び特別区をいう。）において、地方公共団体を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組む「男女共同参画宣言都市」となることを奨励することによって、地方公共団体のさらなる施策の推進を促し、男女共同参画社会の実現に向けての気運を広く醸成するもの。

平成20年度開催実績

平成20年度	秋田県横手市	平成20年10月4日（土）
	茨城県古河市	平成21年2月7日（土）
	富山県高岡市	平成20年11月1日（土）
	福井県鯖江市	平成20年11月30日（日）
	静岡県島田市	平成20年8月2日（土）
	兵庫県加西市	平成20年11月15日（土）
	広島県熊野市	平成20年12月20日（土）
	熊本県上天草市	平成21年1月24日（土）

○全国男女共同参画宣言都市サミット

既に宣言都市となった地方公共団体がその経験を生かしつつ、さらに男女共同参画に取り組む上での参考とするため、国との意見交換、宣言都市相互の交流及び情報交換を図り、連携をより一層深めるもの。

平成20年度開催実績

平成20年度	山形県山形市	平成20年10月24日（金）
〃	島根県出雲市	平成20年11月7・8日（金・土）
〃	茨城県大垣市	平成21年1月30日（金）